**埼玉県テレワーク導入支援補助金　提出チェックリスト**

※事業実施計画書を提出する際の確認用として御利用ください。提出は不要です。

（補助対象者について）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 内容 | ✓ |
| 1 | 県内に事業所を有する |  |
| 2 | 常時雇用する労働者が３００名以下である  （ただし、中小企業基本法第２条に規定する中小企業者はこの限りではない） |  |
| 3 | 雇用保険適用事業所である |  |
| 4 | 納付すべき税金の滞納をしていない |  |
| 5 | 令和２年度における当課の奨励金事業（テレワークの取組に限る）に参加していない |  |
| 6 | 暴力団関係者に該当しない |  |
| 7 | 国や地方公共団体の出資法人等には該当しない |  |

（補助対象事業及び補助対象経費について）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 内容 | ✓ |
| 1 | 補助対象事業は県内事業所のテレワーク環境整備であることを確認した |  |
| 2 | 要綱の別表１において補助対象経費に該当することを確認した |  |
| 3 | Ｑ＆Ａにおいても補助対象経費に該当することを確認した |  |
| 4 | 補助金の対象経費と重複して国や県等の補助金を受けていないことを確認した |  |

（別記様式１（又は別記様式１－２））

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 内容 | ✓ |
| 1 | 印鑑は実印（代表者印）を押した |  |
| 2 | 右上の提出日を記載した |  |
| 3 | 申請予定金額の記載は様式第２号（又は様式第２－２号）の補助交付申請額を記載した |  |

（様式第２号（又は様式第２－２号））

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 内容 | ✓ |
| 1 | 企業・団体概要について、漏れなく記載した |  |
| 2 | 連絡先は、県からの連絡を必ず受信できる電話、メールアドレスになっている |  |
| 3 | 補助事業の実施内容にはテレワーク環境の整備内容を具体的に記載している |  |
| 4 | テレワークの実施予定人数は対象事業所の人数を超えていない |  |
| 5 | 補助事業の実施期間は交付日（見込）以降を始期、R3.3.15以前を終期としている  （ただし、使用料・賃借料の場合の終期はR3.1.31まで） |  |
| 6 | 申請している機器等が複数ある場合は経費明細表に全て記載している |  |
| 7 | 経費明細表の記載内容は、添付書類の見積書で確認できるようになっている |  |
| 8 | テレワークの実施予定数や補助事業の実施期間を基に経費明細表へ記載している |  |
| 9 | 補助対象経費は補助事業に要する経費の金額を消費税抜きで記載している |  |
| 10 | 補助金交付申請額は補助率2/3（千円未満切り捨て、上限額２０万円）で計算している  〔ただし、令和３年１月８日以降に事業実施計画書を提出し、かつ、いのちを大切にする「テレワーク実践企業」に登録された企業は補助率4/5（千円未満切り捨て、上限額２４万円）〕 |  |

（その他添付書類）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 内容 | ✓ |
| 1 | 見積書を添付した（対象外経費が含まれている場合は、対象経費に該当するものに「〇」、対象外経費に「×」を付けるなど、経費の区分をわかるようにした） |  |
| 2 | 補助対象経費に係るカタログ等の写しを添付した |  |
| 3 | 雇用保険適用事業所設置届の写しを添付した |  |
| 4 | 埼玉県の県税事務所が発行した滞納がないことの証明（発行3か月以内）を添付した |  |
| 5 | テレワーク規程が未整備の場合は実績報告時に提出することを確認した |  |
| 6 | 会社案内又は会社概要（ホームページの写し可）を添付した |  |

　　　＜以下はいのちを大切にする「テレワーク実践企業」登録企業の場合のみ＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 7 | いのちを大切にする「テレワーク実践企業」宣言書を添付した |  |
| 8 | いのちを大切にする「テレワーク実践企業」を宣言したことを社内に周知した文書等を添付した |  |

（提出留意点）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 内容 | ✓ |
| 1 | 法定耐用年数期間が終了するまで使用、管理しなかった場合、補助金の返還対象となることを理解している |  |
| 2 | 提出は信書による郵送であることを理解している |  |
| 3 | 10万円以上の契約をする場合は2人以上の相手方から見積書を徴している |  |
| 4 | 交付決定前に契約している事業は補助対象外であることを理解している |  |